

令和5年度 災害時協力会社及び災害時協力業者の公募について

～災害発生時の迅速かつ的確な対応の推進に向けて～

独立行政法人水資源機構 筑後川局では、災害時における迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を図るため、建設会社及び建設コンサルタントとの連携により、事前の体制強化を推進しています。

今回、令和5年度の災害時における体制強化に向け、下記により広く協力会社及び協力業者を公募し協定締結を行います。

記

1. 公募期間

令和5年2月13日（月）から令和5年3月3日（金）

2. 公募部門

- I 災害時の応急対策業務（土木、建築）
- II 災害時の応急対策業務（機械設備）
- III 災害時の応急対策業務（電気通信設備）
- IV 災害時の応急対策業務（調査設計）

3. その他

公募方法等は、水資源機構筑後川局の掲示板への掲載及び水資源機構筑後川局ホームページにも掲載します。



令和5年2月10日

みずしげんきこう
独立行政法人水資源機構 筑後川局

問い合わせ先

独立行政法人水資源機構 筑後川局 林（はやし）
住 所：福岡県久留米市東町42-21
電 話：0942-34-7001

「下笠ダム災害時における応急対策業務（土木、建築）に関する協定」について

標記について協定締結希望者を公募いたしますので、参加を希望される方は下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、入札は行いません。

令和5年2月10日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川局長 平山 周作

1. 協定の概要

(1) 協定名 下笠ダム災害時における応急対策業務（土木、建築）に関する協定

(2) 対象区間 下笠ダム管理区間

津江川・鯛生川	下笠ダム ～ 9k600（鯛生川合流点迄）の左右岸
	9k600（鯛生川合流点）～12k400（管理区間末端）の左右岸
上野田川	0k000（上野田川合流点）～3k700（管理区間末端）の左右岸
川原川	0k000（川原川合流点）～2k500（管理区間末端）の左右岸

(3) 協定の内容等 協定の有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
別添の協定書（案）を参照。

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「土木一式工事」、「その他の工事」、「建築一式工事」のいずれかの認定を受けていること。

ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、協定参加資格確認申請書等を提出することができるが、本公示の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本協定第2条における協力要請時の活動を統括的に管理するものとして、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された土木工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された建築工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
- (5) 協定参加資格確認申請書（以下、確認申請書という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した工事のうち、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木一式工事」、「その他の工事」、「建築一式工事」のいずれかに係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が大分県日田市又は熊本県小国町に所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者で行います。

4. 担当窓口

〒830-0032 福岡県久留米市東町4-2-21

独立行政法人水資源機構 筑後川局 林

電話0942-34-7001 FAX0942-37-8386

本件に係る問い合わせは、9時00分～16時30分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 協定参加資格の確認等

(1) 確認申請書の作成

協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 協定参加資格確認申請書
- ② 資格を有する技術者数

(2) 確認申請書の提出

確認申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：確認申請書の提出は、持参又は郵送とします。
- ② 受付期間：令和5年2月13日（月）から令和5年3月3日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分（12時00分から13時00分は除く）までとする。
- ③ 提出先：4. に同じ。

(3) その他

- ① 提出された確認申請書は、本協定の参加資格確認以外に無断で使用しません。

- ② 提出された確認申請書は返却しません。
- ③ 確認申請書の提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

6. 協定締結者等への通知

- (1) 協定締結者へは書面をもって、令和5年3月10日（金）までに通知します。
- (2) 確認申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について、令和5年3月10日（金）までに書面をもって筑後川局長から通知します。
- (3) 機構の都合により、(1)及び(2)の通知を延期する場合があります。この場合には、確認申請書を提出した者に対し、事前に連絡します。

7. その他

本協定は、独立行政法人水資源機構が実施する総合評価落札方式に係る評価項目のうち「企業の信頼性・社会性」について評価の対象となり、「地域貢献度」についての評価点を付与される場合があります。

以上

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認ください。

協定参加資格確認申請書（様式1）

技術者の資格（様式2）

これらの添付資料が未提出の場合は、原則協定参加資格確認申請書は無効（参加資格なし）となりますので、ご注意ください。

様式1

協定参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作 殿

住 所 千〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇 印

令和5年2月10日付けで公募がありました「下釜ダム災害時における応急対策業務（土木、建築）に関する協定」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 協定締結説明書5. (1) ②「資格を有する技術者数」
2. 問い合わせ先
担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

資格を有する技術者数

会社名：〇〇〇(株)

	資格区分	人数
申請時点の在籍 技術者数等	協定締結説明書 2. (4) ①の資格保有者数	〇〇名
	協定締結説明書 2. (4) ②の資格保有者数	〇〇名

- ① 該当する技術者がいない場合は、「-」と記入してください。
- ② 該当する技術者が1名もない場合は、参加資格が認められません。
- ③ 技術者人数は会社全体の保有人数ではなく、災害時等に対応可能な人員を対象として記入してください。

「下笠ダム災害時における応急対策業務（機械設備）に関する協定」について
（協定締結説明書を兼ねる）

標記について協定締結希望者を公募いたしますので、参加を希望される方は下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、入札は行いません。

令和5年2月10日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川局長 平山 周作

1. 協定の概要

- (1) 協定名 下笠ダム災害時における応急対策業務（機械設備）に関する協定
- (2) 対象設備 下笠ダムが管理する次の設備
① クレストゲート、コンジットゲート、コースターゲート設備
② 曝気設備、③ 網場設備、④ 昇降設備
⑤ 堤内排水ポンプ設備、⑥ 係船設備
- (3) 協定の内容等 協定の有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
別添の協定書（案）を参照。

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
(A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
(B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
(C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
(D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
(E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
(F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
(G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「機械設備工事」の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、協定参加資格確認申請書等を提出することがで

きるが、本公示の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本協定第2条における協力要請時の活動を統括的に管理するものとして、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された鋼構造物工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
 - ② 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された機械器具設置工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
- (5) 協定参加資格確認申請書（以下、確認申請書という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した工事のうち、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県、大分県又は熊本県に所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

- (1) 協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者と行います。
- (2) 申請は希望設備を記入のうえ、応募してください。

4. 担当窓口

〒830-0032 福岡県久留米市東町42-21

独立行政法人水資源機構 筑後川局 林

電話0942-34-7001 FAX0942-37-8386

本件に係る問い合わせは、9時00分～16時30分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 協定参加資格の確認等

(1) 確認申請書の作成

協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 協定参加資格確認申請書
- ② 資格を有する技術者数
- ③ 希望設備調査表

(2) 確認申請書の提出

確認申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：確認申請書の提出は、持参又は郵送とします。
- ② 受付期間：令和5年2月13日（月）から令和5年3月3日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分（12時00分から13時00分は除く）までとする。
- ③ 提出先：4. に同じ。

(3) その他

- ① 提出された確認申請書は、本協定の参加資格確認以外に無断で使用しません。
- ② 提出された確認申請書は返却しません。
- ③ 確認申請書の提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

6. 協定締結者等への通知

- (1) 協定締結者へは書面をもって、令和5年3月10日（金）までに通知します。
- (2) 確認申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について、令和5年3月10日（金）までに書面をもって筑後川局長から通知します。
- (3) 機構の都合により、(1)及び(2)の通知を延期する場合があります。この場合には、確認申請書を提出した者に対し、事前に連絡します。

7. その他

本協定は、独立行政法人水資源機構が実施する総合評価落札方式に係る評価項目のうち「企業の信頼性・社会性」について評価の対象となり、「地域貢献度」についての評価点を付与される場合があります。

以上

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認ください。

- 協定参加資格確認申請書（様式1）
- 技術者の資格（様式2）
- 希望設備調査表（様式3）

これらの添付資料が未提出の場合は、原則協定参加資格確認申請書は無効（参加資格なし）となりますので、ご注意ください。

様式1

協定参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作 殿

住 所 千〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇 印

令和5年2月10日付けで公募がありました「下釜ダム災害時における応急対策業務（機械設備）に関する協定」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 協定締結説明書5. (1) ②「資格を有する技術者数」
2. 協定締結説明書5. (1) ③「希望設備調査表」
3. 問い合わせ先
担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

資格を有する技術者数

会社名：〇〇〇(株)

	資格区分	人数
申請時点の在籍 技術者数等	協定締結説明書 2. (4) ①の資格保有者数	〇〇名
	協定締結説明書 2. (4) ②の資格保有者数	〇〇名

- ① 該当する技術者がいない場合は、「-」と記入してください。
- ② 該当する技術者が1名もない場合は、参加資格が認められません。
- ③ 技術者人数は会社全体の保有人数ではなく、災害時等に対応可能な人員を対象として記入してください。

希望設備調査表

会社名：〇〇〇(株)

協定締結の希望設備

設備名	希望の有無	備考
① クレストゲート、コンジットゲート、コースターゲート設備	有・無	
② 曝気設備	有・無	
③ 網場設備	有・無	
④ 昇降設備	有・無	
⑤ 堤内排水ポンプ設備	有・無	
⑥ 係船設備	有・無	

※希望の有無については、いずれかを○で囲んでください。

「下笠ダム災害時における応急対策業務（電気通信設備）に関する協定」について
（協定締結説明書を兼ねる）

標記について協定締結希望者を公募いたしますので、参加を希望される方は下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、入札は行いません。

令和5年2月10日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川局長 平山 周作

1. 協定の概要

- (1) 協定名 下笠ダム災害時における応急対策業務（電気通信設備）に関する協定
- (2) 対象設備 下笠ダムが管理する次の設備
・光ケーブル通信設備
- (3) 協定の内容等 協定の有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
別添の協定書（案）を参照。

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
- (A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
- (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
- (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
- (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
- (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
- (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
- (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「電気工事」の認定を受けており、かつ建設業法の「電気通信工事業」の許可を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者につ

いても、協定参加資格確認申請書等を提出することができるが、本公示の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本協定第2条における協力要請時の活動を統括的に管理するものとして、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。
 - ① 建設業法（昭和24年法律第100条）第2条で規定された電気通信工事資格（「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（建設業法施行規則第7条の3第1号又は第2号）に該当する者」をいう。以下同じ。）を有する者
- (5) 協定参加資格確認申請書（以下、確認申請書という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した工事のうち、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「機械設備工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県、大分県又は熊本県に所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、機構発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

- (1) 協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者と行います。
- (2) 申請は希望設備を記入のうえ、応募してください。

4. 担当窓口

〒830-0032 福岡県久留米市東町42-21

独立行政法人水資源機構 筑後川局 林

電話0942-34-7001 FAX0942-37-8386

本件に係る問い合わせは、9時00分～16時30分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 協定参加資格の確認等

(1) 確認申請書の作成

協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 協定参加資格確認申請書
- ② 資格を有する技術者数
- ③ 希望設備調査表

(2) 確認申請書の提出

確認申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：確認申請書の提出は、持参又は郵送とします。
- ② 受付期間：令和5年2月13日（月）から令和5年3月3日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分（12時00分から13時00分は除く）までとする。
- ③ 提出先：4. に同じ。

(3) その他

- ① 提出された確認申請書は、本協定の参加資格確認以外に無断で使用しません。
- ② 提出された確認申請書は返却しません。

③ 確認申請書の提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

6. 協定締結者等への通知

- (1) 協定締結者へは書面をもって、令和5年3月10日（金）までに通知します。
- (2) 確認申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について、令和5年3月10日（金）までに書面をもって筑後川局長から通知します。
- (3) 機構の都合により、(1)及び(2)の通知を延期する場合があります。この場合には、確認申請書を提出した者に対し、事前に連絡します。

7. その他

本協定は、独立行政法人水資源機構が実施する総合評価落札方式に係る評価項目のうち「企業の信頼性・社会性」について評価の対象となり、「地域貢献度」についての評価点を付与される場合があります。

以上

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認ください。

協定参加資格確認申請書（様式1）

技術者の資格（様式2）

希望設備調査表（様式3）

これらの添付資料が未提出の場合は、原則協定参加資格確認申請書は無効（参加資格なし）となりますので、ご注意ください。

（用紙A4）

様式 1

協 定 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作 殿

住 所 千〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇 印

令和5年2月10日付けで公募がありました「下笠ダム災害時における応急対策業務（電気通信設備）に関する協定」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 協定締結説明書 5. (1) ②「資格を有する技術者数」
2. 協定締結説明書 5. (1) ③「希望設備調査表」
3. 問い合わせ先
担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

資格を有する技術者数

会社名：〇〇〇(株)

申請時点の在籍 技術者数等	資格区分	人数
	協定締結説明書 2. (4) ①の資格保有者数	〇〇名

- ① 該当する技術者がいない場合は、「-」と記入してください。
- ② 該当する技術者が 1 名もない場合は、参加資格が認められません。
- ③ 技術者人数は会社全体の保有人数ではなく、災害時等に対応可能な人員を対象として記入してください。

希望設備調査表

会社名：〇〇〇(株)

協定締結の希望設備

設備名	希望の有無	備考
光ケーブル通信設備	有・無	

※希望の有無については、いずれかを○で囲んでください。

「下笠ダム災害時における応急対策業務（調査設計）に関する協定」について

標記について協定締結希望者を公募いたしますので、参加を希望される方は下記により申請してください。

なお、本協定締結の公募は、業務発注ではありませんので、入札は行いません。

令和5年2月10日

独立行政法人水資源機構分任契約職
筑後川局長 平山 周作

1. 協定の概要

- (1) 協定名 下笠ダム災害時における応急対策業務（調査設計）に関する協定
- (2) 対象区間 下笠ダム管理区間
津江川・鯛生川 下笠ダム ～ 9k600（鯛生川合流点迄）の左右岸
9k600（鯛生川合流点）～12k400（管理区間末端）の左右岸
上野田川 0k000（上野田川合流点）～3k700（管理区間末端）の左右岸
川原川 0k000（川原川合流点）～2k500（管理区間末端）の左右岸
- (3) 協定の内容等 協定の有効期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
別添の協定書（案）を参照。

2. 参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 以下の各号に該当しない者であること。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、本入札公告の日から過去2年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - (A) 契約の履行に当たり、故意に業務を粗雑にした事実
 - (B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - (C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - (D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - (E) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
 - (F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - (G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
 - ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - ⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（業務）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- (2) 機構における令和3・4年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち「測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受け

ていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、協定参加資格確認申請書等を提出することができるが、本公示の受付締切日時において、一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 本協定第2条における協力要請時の活動を統括的に管理するものとして、次に掲げる基準を満たす技術者を保有していること。
 - ① 次に掲げる部門の技術士又は当該者となる資格を有する者
 - ・【総合技術監理部門】建設：「土質及び基礎」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「施工計画、施工設備及び積算」応用理学：「地質」
 - ・【建設部門】：「土質及び基礎」、「河川、砂防及び海岸・海洋」又は「施工計画、施工設備及び積算」
 - ・【応用理学部門】：「地質」
 - ② 公益社団法人土木学会が認定した次に掲げる資格分野の特別上級土木技術者、上級土木技術者若しくは1級土木技術者又は当該者となる資格を有する者
 - ・【地盤・基礎】
 - ・【流域・都市】
 - ・【設計】
 - ・【施工・マネジメント】
 - ・【防災】
 - ・【総合】
 - ・【河川・流域】
 - ・【マネジメント】
 - ③ 次に掲げる部門のRCCM（シビルコンサルティングマネージャ）又は当該者となる資格を有する者
 - ・【河川、砂防及び海岸・海洋部門】
 - ・【地質部門】
 - ・【土質及び基礎部門】
 - ・【施工計画、施工設備及び積算部門】
- (5) 協定参加資格確認申請書（以下、確認申請書という。）の提出期限の日から協定締結日までの期間に、機構から業務請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、筑後川水系関連区域において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した業務のうち、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間に完成・引き渡された業務の実績がある場合においては、当該業種「測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」に係る業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で65点未満でないこと。
- (7) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が福岡県、佐賀県、大分県又は熊本県に所在すること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 協定締結者の決定方法

協定の締結は、2. に掲げる参加資格を満たしている者で行います。

4. 担当窓口

〒830-0032 福岡県久留米市東町42-21

独立行政法人水資源機構 筑後川局 林

電話0942-34-7001 FAX0942-37-8386

本件に係る問い合わせは、9時00分～16時30分（土曜日、日曜日及び祝日並びに12時～13時までを除く）まで。

5. 協定参加資格の確認等

(1) 確認申請書の作成

協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

- ① 協定参加資格確認申請書
- ② 資格を有する技術者数

(2) 確認申請書の提出

確認申請書については、以下のとおり提出願います。

- ① 提出方法：確認申請書の提出は、持参又は郵送とします。
- ② 受付期間：令和5年2月13日（月）から令和5年3月3日（金）までの休日を除く毎日、9時00分から16時30分（12時00分から13時00分は除く）までとする。
- ③ 提出先：4. に同じ。

(3) その他

- ① 提出された確認申請書は、本協定の参加資格確認以外に無断で使用しません。
- ② 提出された確認申請書は返却しません。
- ③ 確認申請書の提出にかかる費用は、提出者の負担とします。

6. 協定締結者等への通知

- (1) 協定締結者へは書面をもって、令和5年3月10日（金）までに通知します。
- (2) 確認申請書を提出した者のうち、協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由（非選定理由）について、令和5年3月10日（金）までに書面をもって筑後川局長から通知します。
- (3) 機構の都合により、(1)及び(2)の通知を延期する場合があります。この場合には、確認申請書を提出した者に対し、事前に連絡します。

7. その他

本協定は、独立行政法人水資源機構が実施する総合評価落札方式に係る評価項目のうち「企業の信頼性・社会性」について評価の対象となり、「地域貢献度」についての評価点を付与される場合があります。

以上

協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認ください。

協定参加資格確認申請書（様式1）

技術者の資格（様式2）

これらの添付資料が未提出の場合は、原則協定参加資格確認申請書は無効（参加資格なし）となりますので、ご注意ください。

様式1

協定参加資格確認申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作 殿

住 所 千〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番
商号又は名称 〇〇〇株式会社
代表者氏名 代表取締役社長
〇〇 〇〇 印

令和5年2月10日付けで公募がありました「下笠ダム災害時における応急対策業務（調査設計）に関する協定」に係る参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

1. 協定締結説明書5. (1) ②「資格を有する技術者数」
2. 問い合わせ先
担当者氏名 : 〇〇 〇〇
担当部署 : 〇〇〇本(支)店〇〇部〇〇課
電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
FAX番号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

資格を有する技術者数

会社名：〇〇〇(株)

	資格区分	人数
申請時点の在籍 技術者数等	協定締結説明書 2. (4) ①の資格保有者数	〇〇名
	協定締結説明書 2. (4) ②の資格保有者数	〇〇名
	協定締結説明書 2. (4) ③の資格保有者数	〇〇名

- ① 該当する技術者がいない場合は、「-」と記入してください。
- ② 該当する技術者が1名もない場合は、参加資格が認められません。
- ③ 技術者人数は会社全体の保有人数ではなく、災害時等に対応可能な人員を対象として記入してください。

下笠ダムの災害時における応急対策業務（土木、建築）に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構筑後川局が国土交通省九州地方整備局より委託を受けて管理する下笠ダム管理設備等（ダム本体、貯水池等）において、地震・風水害その他による災害・故障が発生又は発生のおそれがある場合、及び水質事故等が発生した場合（以下「災害時」という。）、独立行政法人水資源機構筑後川局長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に関し、これに必要な建設機械、資材、機械並びに電気設備、労務等（以下「建設資機材等」という。）の提供について協力者（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（対象区間）

第3条 応急対策の実施区間は、以下の下笠ダム管理区間とし、別紙－1に示す区間とする。

津江川・鯛生川	下笠ダム	～	9k600（鯛生川合流点迄）	の左右岸
			9k600（鯛生川合流点）	～12k400（管理区間末端）の左右岸
上野田川			0k000（上野田川合流点）	～3k700（管理区間末端）の左右岸
川原川			0k000（川原川合流点）	～2k500（管理区間末端）の左右岸

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して建設資機材等の提供を要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書によりこれを行うものとする。
- 3 甲は、災害時において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。
- 4 乙は、甲から前三項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して建設資機材等を提供するものとする。
- 5 応急対策の実施にあたっての指示は、甲又は下笠ダム管理室長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 第4条の規定により乙が使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、応急対策終了後、乙の提出する建設資機材等の使用確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 甲は、乙に対し費用負担の時期について協議することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の適用される期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 福岡県久留米市東町42-21
氏 名 独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作

乙 住 所
氏 名

下笠ダムの災害時における応急対策業務（機械設備）に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構筑後川局が国土交通省九州地方整備局より委託を受けて管理する下笠ダム管理設備等において、地震・風水害その他による災害・故障が発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、独立行政法人水資源機構筑後川局長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に関し、これに必要な技術力、建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供について協力者（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（協定の範囲）

第3条 本協定で定める協定の範囲は、下笠ダム管理室が管理する以下の設備とする。

- ① クレストゲート、コンジットゲート、コースターゲート設備
- ② 曝気設備
- ③ 網場設備
- ④ 昇降設備
- ⑤ 堤内排水ポンプ設備
- ⑥ 係船設備

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して建設資機材等の提供を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書によりこれを行うものとする。

3 甲は、災害時において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。

4 乙は、甲から前三項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して建設資機材等を提供するものとする。

5 応急対策の実施にあたっての指示は、甲又は下笠ダム管理室長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 第4条の規定により乙が使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、応急対策終了後、乙の提出する建設資機材等の使用確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

3 甲は、乙に対し費用負担の時期について協議することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の適用される期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 福岡県久留米市東町42-21
氏 名 独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作

乙 住 所
氏 名

下釜ダムの災害時における応急対策業務（電気通信設備）に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構筑後川局が国土交通省九州地方整備局より委託を受けて管理する下釜ダム管理設備等において、地震・風水害その他による災害・故障が発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、独立行政法人水資源機構筑後川局長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に関し、これに必要な技術力、建設機械、資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供について協力者（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（協定の範囲）

第3条 本協定で定める協定の範囲は、下釜ダム管理室が管理する以下の設備とする。
・光ケーブル通信設備

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して建設資機材等の提供を要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書によりこれを行うものとする。
- 3 甲は、災害時において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。
- 4 乙は、甲から前三項の規定により要請があった場合には、特別の理由がない限り、甲に対して建設資機材等を提供するものとする。
- 5 応急対策の実施にあたっての指示は、甲又は下釜ダム管理室長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 第4条の規定により乙が使用した建設資機材等に要する費用は甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、応急対策終了後、乙の提出する建設資機材等の使用確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 甲は、乙に対し費用負担の時期について協議することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の適用される期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

附 則

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 福岡県久留米市東町4-2-1
氏 名 独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作

乙 住 所
氏 名

下笠ダムの災害時における応急対策業務（調査設計）に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定書は、独立行政法人水資源機構筑後川局が国土交通省九州地方整備局より委託を受けて管理する下笠ダム管理設備等（ダム本体、貯水池等）において、地震・風水害その他による災害・故障が発生又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）、独立行政法人水資源機構筑後川局長（以下「甲」という。）が実施する応急対策に関し、これに必要な調査並び設計等（以下「調査設計等」という。）について協力者（以下「乙」という。）に協力要請する際の事項について定めるものである。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（対象区間）

第3条 応急対策の実施区間は、以下の下笠ダム管理区間とし、別紙－1に示す区間とする。

津江川・鯛生川	下笠ダム	～ 9k600（鯛生川合流点迄）の左右岸
		9k600（鯛生川合流点）～12k400（管理区間末端）の左右岸
上野田川		0k000（上野田川合流点）～3k700（管理区間末端）の左右岸
川原川		0k000（川原川合流点）～2k500（管理区間末端）の左右岸

（業務の要請）

第4条 甲は、災害時の実状に応じて、乙に対し業務内容、日時、場所を指定して調査設計等を要請するものとする。

- 2 甲は、乙に対し前項の要請を行うときは、文書によりこれを行うものとする。
- 3 甲は、災害時において前項の規定によりがたいときは、乙に対し口頭による要請ができるものとし、後日文書により整理するものとする。
- 4 応急対策の実施にあたっての指示は、甲又は下笠ダム管理室長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（費用負担）

第5条 第4条の規定により乙が実施した調査設計等に要する費用は甲が負担する。

- 2 前項に規定する費用は、応急対策終了後、乙の提出する調査設計等の実施確認書等に基づき災害時直前における適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。
- 3 甲は、乙に対し費用負担の時期について協議することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めていない事項、又は本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の適用される期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

附 則

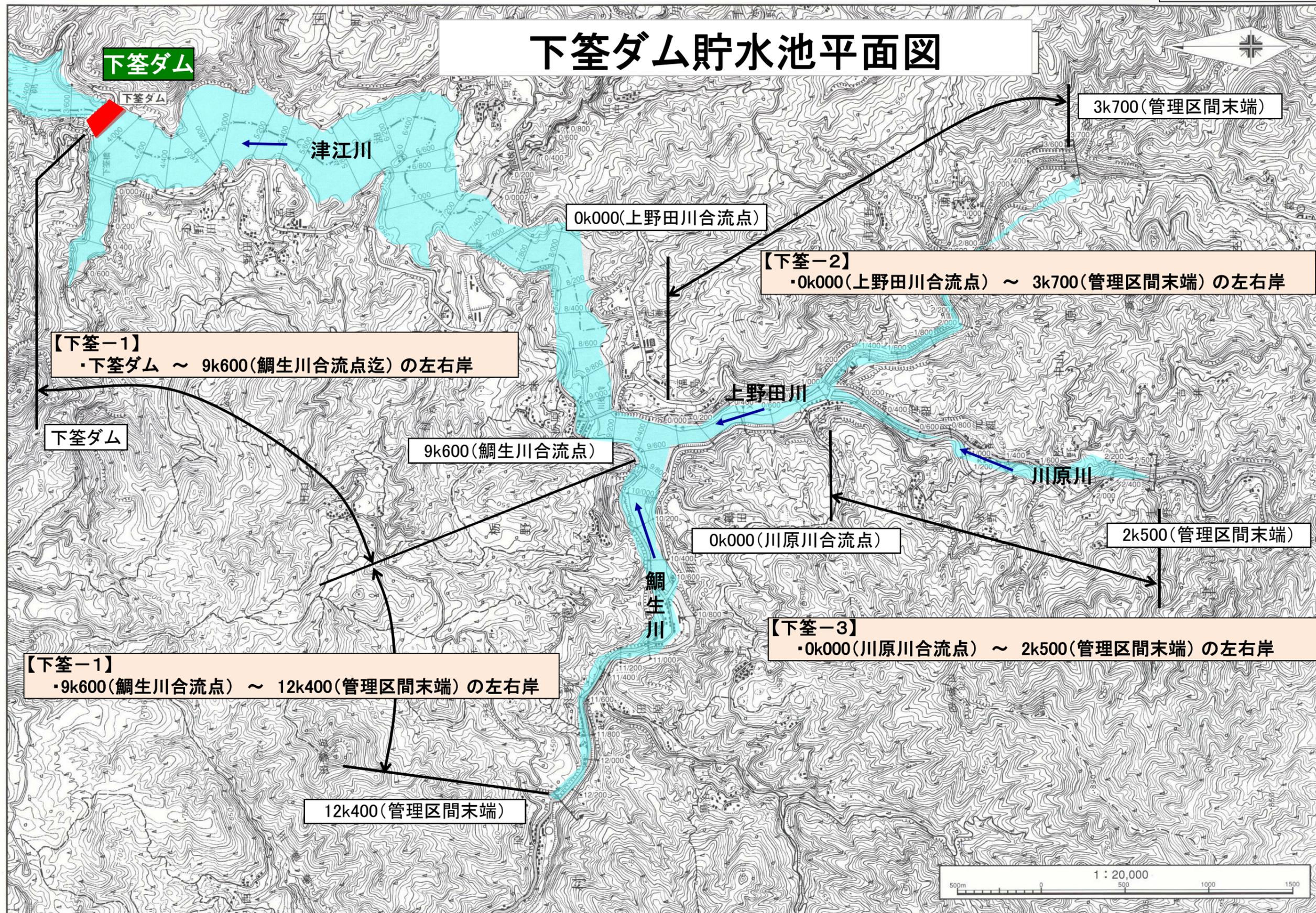
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住 所 福岡県久留米市東町4-2-1
氏 名 独立行政法人水資源機構
筑後川局長 平山 周作

乙 住 所
氏 名

下笠ダム貯水池平面図



下笠ダム

下笠ダム

津江川

0k000(上野田川合流点)

3k700(管理区間末端)

【下笠-2】

・0k000(上野田川合流点) ~ 3k700(管理区間末端)の左右岸

【下笠-1】

・下笠ダム ~ 9k600(鯛生川合流点迄)の左右岸

上野田川

下笠ダム

9k600(鯛生川合流点)

0k000(川原川合流点)

2k500(管理区間末端)

川原川

鯛生川

【下笠-3】

・0k000(川原川合流点) ~ 2k500(管理区間末端)の左右岸

【下笠-1】

・9k600(鯛生川合流点) ~ 12k400(管理区間末端)の左右岸

12k400(管理区間末端)

